

# 放課後児童クラブの確保方策について

## <1. 子ども・子育て支援新制度施行に伴う定員の考え方について>

### 放課後児童クラブにおける施設の面積基準の導入

#### 【現在】

大分市では具体的な基準はない  
 ※国のガイドライン(H19.10.19通知)では、施設の面積基準として、児童1人あたり1.65㎡以上を確保することが望ましいとされている。

#### 【新制度移行後】

国の省令により、自治体において『面積基準』をはじめとする基準を条例で制定することとなった。  
 ※面積基準は、国基準(児童1人あたり1.65㎡以上)を参酌したうえで自治体で定めるとされている。

面積基準を満たすよう、各クラブ施設において『定員』を設ける必要がある。

## <2. 定員を確保するための方策について>

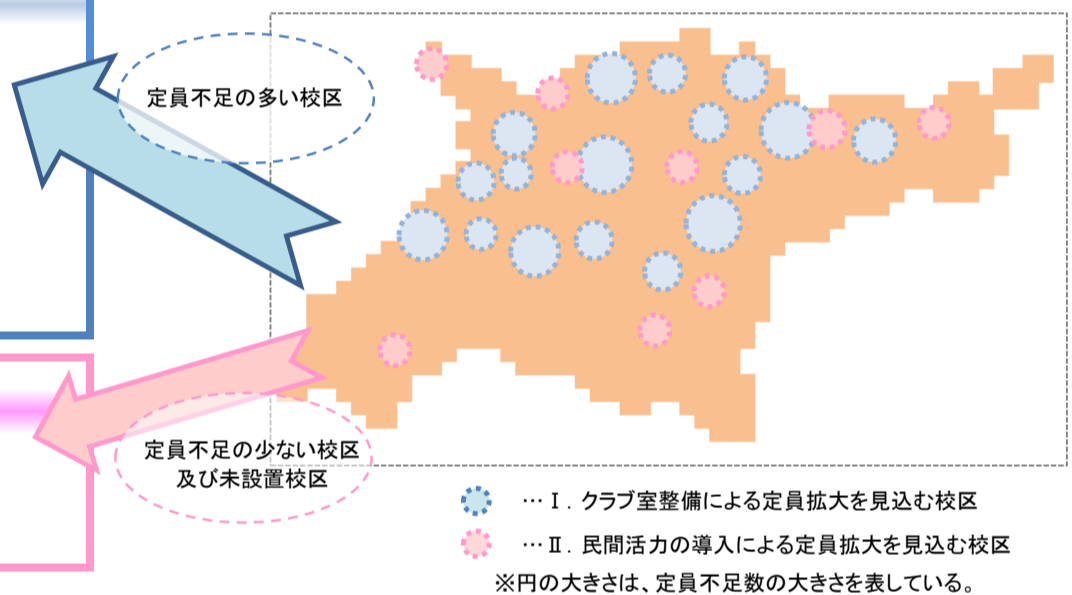
### I. クラブ室の施設整備

- ①学校施設の活用  
⇒余裕教室の転用や、放課後に使用しない教室の活用
- ②学校舎建替時、複合施設としてクラブ室を校舎内に設置
- ③学校近隣の公共施設(社会的資源)の活用
- ④学校敷地内にプレハブクラブ室を設置

### II. 民間活力導入の検討

民間事業者(社会福祉法人、学校法人等)への委託・補助

### 【定員が不足している校区の分布イメージ】



## <3. 量の見込みに応じた定員確保数について>

事業計画の期間(平成31年度末まで)内に、量の見込みに応じた提供体制の確保を目指す

平成31年度の確保が必要な定員数(770人)の拡充について事業計画を策定

		(人)					
		H26実績	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	低学年	2,780	2,794	2,750	2,666	2,585	2,501
	高学年	21	810	803	795	786	777
	合計	2,801	3,604	3,553	3,461	3,371	3,278
確保が必要な定員数		-	1,002	964	897	828	770

※「確保が必要な定員数」とは、面積基準(1.65㎡/人)が適用された場合、各年度の量の見込みに対して、既存施設での受入が困難な児童数  
 ※量の見込み、確保が必要な定員数については、人口推計に基づいて算出

### 具体的な定員確保方策

施設の不足が著しい校区等における施設整備の実施

民間事業者(社会福祉法人及び学校法人等)への委託・補助制度の実施

		(人)							
		H25実績	H26(見込)	H27	H28	H29	H30	H31	合計
定員確保数		3,120	3,312	3,582	3,750	3,910	4,011	4,082	-
定員拡大数		-	192	270	168	160	101	71	770

※平成29年度以降の計画については、児童育成クラブの利用状況及び待機児童の状況、人口動態等を踏まえ、子ども・子育て会議で点検し、必要に応じて、見直し・修正を行う。